

令和3年第4回東串良町農業委員会  
会議録

日時：令和3年4月26日（月）午前10時00分～

場所：東串良町役場委員会室（3階）

## 令和3年第4回東串良町農業委員会会議録

招集年月日	令和3年4月26日						
招集場所	東串良町役場委員会室（3階）						
開催の日時 及び宣言	開会	令和3年4月26日 午前10時00分				議長	豎山秋敏
	閉会	令和3年4月26日 午前11時05分				議長	豎山秋敏
農業委員	出欠	番号	氏名	出欠	番号	氏名	
出席数7名 欠席数0名	○	1	鶴丸 千尋	○	5	谷口 憲三	
	○	2	福岡 みどり	○	6	木佐貫 一孝	
	○	3	吉ヶ崎 弘一	○	7	大村 教男	
	○	4	豎山 秋敏		8		
出席○ 欠席×	○		稲村 照隆	○		町永 次男	
	○		上池 勝彦	○		松留 和江	
	○		内村 初子	○		松留 立美	
	○		村吉 博美	○		杉木 秀幸	
最適化推進委員	○		稲村 照隆	○		町永 次男	
出席数8名	○		上池 勝彦	○		松留 和江	
	○		内村 初子	○		松留 立美	
	○		村吉 博美	○		杉木 秀幸	
	○		稲村 照隆	○		町永 次男	
会議録署名委員	2番	福岡 みどり		3番	吉ヶ崎 弘一		
出席した事務局職員	局長, 次長	前田 秀一 駿河崎 哲郎		書記	駿河崎 翔太 下橋 史弥		
会議に付した事項	日程第1	議案第17号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について				
	日程第2	議案第18号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について				
	日程第3	議案第19号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見について				
	日程第4	議案第20号	農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について				
	日程第5	議案第21号	農地あっせん委員の選任について				
	日程第6	議案第22号	令和3年度活動計画について				

開 会 午前10時00分

議 長（堅 山）

皆さんおはようございます。  
ただいまから定例総会を始めたいと思います。

出席者15名で、定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会令和3年第4回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に、2番福岡委員と、3番吉ヶ崎委員にお願いいたします。

ここで、諸般の報告をいたします。

農業経営基盤強化促進法による貸借の合意解約が3件、9筆ありました。明細書につきましては、総会資料の最後の方に添付してありますので、あとでお目通しをお願いします。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。  
発言される方は、必ず議長の許可を受けてから、マイクを持って発言くださるようによろしくお願いいたします。

◆日程第1 議案第17号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

議 長（堅 山）

日程第1 議案第17号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権移転4件、賃借権11件、使用貸借権が2件であります。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局（駿河崎）

それでは、説明いたします。  
2ページをお開き下さい。

まず、所有権移転の39番、譲受人は川東の〇〇さん、譲渡人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による移転でございます。

次に40番、譲受人は川東の〇〇さん、譲渡人は始良市の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による移転でございます。

次に41番、譲受人は川西の〇〇さん、譲渡人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、贈与による移転でございます。

次に42番、譲受人は新川西の〇〇さん、譲渡人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による移転でございます。

続きまして、3ページをお開き下さい。

次に賃借権の89番、借人は岩弘の〇〇さん、貸人は〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、計6筆 3,040㎡ 新規10年の利用権設定でございます。

なお、貸人の希望により議案書に貸人住所は記載されておられません。

次に90番、借人は岩弘の有限会社〇〇、貸人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規3年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての貸借になります。

次に91番、借人は岩弘の有限会社〇〇、貸人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、計2筆 2,985㎡ 新規3年の利用権設定でございます。

次に92番、借人は新川西の〇〇さん、貸人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規10年の利用権設定でございます。

次に93番、借人は川東の株式会社〇〇、貸人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規10年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての貸借になります。

次に94番、借人は川東の〇〇株式会社、貸人は川東の〇〇さ

ん、申請地は議案書に記載されているとおり、計 6 筆 5,832 m<sup>2</sup> 新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 9 5 番、借人は川東の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 5 年の利用権設定でございます。

次に 9 6 番、借人は川東の〇〇さん、貸人は鹿屋市の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、計 4 筆 3,391 m<sup>2</sup> 新規 5 年の利用権設定でございます。

次に 9 7 番、借人は川東の〇〇さん、貸人は大阪府の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、計 5 筆 4,202 m<sup>2</sup> 新規 5 年の利用権設定でございます。

続きまして、4 ページをお開き下さい。

次に 9 8 番、借人は大崎町の有限会社〇〇、貸人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 5 年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての貸借になります。

次に 9 9 番、借人は池之原の〇〇さん、貸人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、計 5 筆 5,828 m<sup>2</sup> 新規 10 年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての貸借になります。

続きまして、5 ページをお開き下さい。

次に 100 番、借人は肝付町の〇〇さん、貸人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、計 2 筆 1,666 m<sup>2</sup> 新規 10 年の利用権設定でございます。

続きまして、6 ページをお開き下さい。

今回、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画については、19 筆、総面積 13,753 m<sup>2</sup> であり鹿児島県中間管理機構が農地中間管理権を取得する内容です。

以上でございます。

議 長（堅 山）

ありがとうございました。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

木佐貫委員

ちょっと聞き逃したかもしれません。一応、二つあります。一つは90番と91番は借人と貸人が一緒だけど何で分かれているの。

事務局（出 水）

今の質問に回答させていただきます。90番と91番は共に借人が〇〇、貸人が〇〇さんとなっておりますが、90番の記載になっている農地に関しましては農地の名義人が〇〇さんとなっており、未相続農地の為、相続人の過半の同意を経ての賃借となっております。91番に関しましては、〇〇さんの農地となっておりますので区別をつけるために分けさせていただきました。

木佐貫委員

90番は相続されていないのですか。

事務局（出 水）

90番は〇〇さんの単独の名義ではないので。〇〇さんの農地でありますので。それで、過半の同意を経て貸し借りをすることになっておりますので。

木佐貫委員

すみません。聞き苦しいのですが、〇〇て吉ヶ崎さんじゃないですかね。

吉ヶ崎委員

ですよ。代表が息子になっています。

木佐貫委員

本人の場合には今まで退出だったけど。

議 長（堅 山）

誠に申し訳ありません。93番が本来なら退出してもらわなければならないことでしたので、今退出してもらいましたので、認

否を先にいただきたいと思います。どうですか。何か質疑はありますか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ( 堅 山 )  
それでは、まず93番は異議なしという事でよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ( 堅 山 )  
吉ヶ崎委員の入場を認めます。

鶴丸委員

2ページの42番。聞き間違いかもしれませんが、〇〇さんと、〇〇さんと書類は贈与となっているのですが、売買でいいのですかね。売買という説明がありましたけど。これは贈与となっておりますけど、売買が正確ですか。

事務局 ( 駿河崎 )  
すみません。贈与で間違いございません。

議 長 ( 堅 山 )  
他にございませんか。

吉ヶ崎委員  
ちょっとよろしいですか。面積が私の所が1反3セになっていきますけど2反ぐらいだと認識しているのですけど。

事務局 ( 駿河崎 )  
今の指摘につきましては再度確認してしますのでよろしくお願ひします

議 長 ( 堅 山 )  
他にありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 ( 堅 山 )  
質疑を終結いたします。  
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ( 堅 山 )  
異議なしと認めます。

よって、日程第 1 議案第 17 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画については、原案どおり承認することに決しました

◆日程第 2 議案第 18 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について

議 長 ( 堅 山 )  
次に、日程第 2 議案第 18 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について、を議題といたします。  
今回申請がなされたのは、所有権移転 7 件であります。  
それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 ( 駿 河 崎 )  
それでは、説明いたします。  
資料の 8 ページをご覧ください。

所有権移転の 8 番、譲受人は川東の〇〇さん、譲渡人は川東の〇〇さん、申請地は、議案書に記載されているとおり、贈与による所有権の移転でございます。

次に 9 番、譲受人は川東の〇〇さん、譲渡人は川東の〇〇さん、申請地は、議案書に記載されているとおり、贈与による所有権の移転でございます。

次に 10 番、譲受人は川東の〇〇さん、譲渡人は鹿屋市の〇〇さん、申請地は、議案書に記載されているとおり、贈与による所有権の移転でございます。

次に 11 番、譲受人は大崎町の〇〇さん、譲渡人は東京都の〇〇さん、申請地は、議案書に記載されているとおり、贈与による所有権の移転でございます。

次に 12 番、譲受人は大崎町の〇〇さん、譲渡人は池之原の〇〇さん、申請地は、議案書に記載されているとおり、贈与による所

有権の移転でございます。

次に 13 番、譲受人は川東の〇〇さん、譲渡人は大阪府の〇〇さん、申請地は、議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に 14 番、譲受人は川東の〇〇さん、譲渡人は川東の〇〇さん、申請地は、議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

地図の方は添付しておりますので、説明は省略いたします。

以上、農地の権利移動の要件として、効率的な農地利用につきましては、農機具の所有状況、労働力などは十分確保されており、下限面積など農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないものと判断しております。

以上でございます。

議長（堅山）  
ありがとうございました。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（堅山）  
質疑を終結いたします。  
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（堅山）  
異議なしと認めます。  
よって、日程第 2 議案第 18 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請については、原案どおり承認することに決しました。

◆ 日程第 3 議案第 19 号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見  
について

議 長（堅 山）

次に日程第3 議案第19号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について議題といたします。

今回は農用地域からの除外1件と用途区分の変更1件についての意見を求められております。

資料の12ページの〇〇株式会社 代表取締役 〇〇さんからの農用地域からの除外申請につきましては現地調査を行っておりますので、その結果を木佐貫委員によりしくお願いいたします。

木佐貫委員

それでは報告させていただきます。

令和3年4月20日火曜日に除外申請に係る現地調査が行われました。出席したのは委員として、自分と上池推進委員、事務局から駿河崎次長、出水主事、関係者として、申請人の〇〇代表取締役の〇〇さん、また当日出席できなかった関係者の代理人として〇〇さんが出席されました。

申請地は、農用地域内農地に該当し、農地課に農用地利用計画変更申出書が提出されております。申請内容につきましては議案書に記載のあるとおり申請地を資材置き場、機械置場とするものです。申請地の西側に住宅があることから集落の接続による転用が可能であると思われまます。周囲への影響についても被害防除計画書に沿って責任をもって対応するとのことであり特に問題はないものと思われまます。

以上で報告を終わらせていただきますので、ご審議をお願いいたします。

議 長（堅 山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（堅 山）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（堅山）

異議なしと認めます。

次に資料 16 ページの〇〇組合 代表理事 〇〇さんからの用途区分の変更申請については現地調査を行っておりますので、その結果を福岡委員によりしくお願いいたします。

福岡委員

それでは報告させていただきます。

令和 3 年 4 月 20 日火曜日に除外申請に係る現地調査が行われました。出席したのは委員として自分と村吉推進委員、事務局から駿河崎次長、出水主事、関係者として、事業計画者の〇〇組合から〇〇さん、〇〇さん、農地の譲渡人として〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、また当日出席できなかった関係者の代理人として〇〇さんが出席されました。

申請地は、農用地区域内内農地に該当し、農地課に農用地利用計画変更申出書が提出されております。申請内容につきましては議案書に記載のあるとおり申請地に〇〇・〇〇選果場を建設するものです。選果場は、農業用施設用地に該当すると思われ転用が可能であると思われます。周囲への影響についても被害防除計画書に沿って責任をもって対応するとのことであり、特に問題はないものと思われます。

以上で報告を終わらせていただきますので、ご審議をお願いいたします。

議長（堅山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

吉ヶ崎委員

ここに移転した場合ですよ、前の選果場跡地はどのような利用をするかはご存じないですか。

事務局（駿河崎）

現地調査に行ったんですけど、今の選果場の状況につきましては聞いてないところです。

鶴丸委員

まだ確定ではないんですけど、まず選果場の方に購買がいつとか、例えば肥料課とかですね、ライスセンターとか今審議中です。ライスセンターの籾を入れるとかまだ確定はしてないです。

議 長（堅 山）  
選果場そのものは、もうできれば全部移転。

鶴丸委員  
はい。〇〇、〇〇は全部。

議 長（堅 山）  
他に何かございませんか。

木佐貫委員  
多分問題はないと思いますけど、一面にハウスがありますけど、これに対して影響は。

鶴丸委員  
代用地を見つけ中で、移転の、代替地をみつけて、でき次第移転ということで。本人の了承をもらっています。

議 長（堅 山）  
他にございませんか。

議 長（堅 山）  
質疑を終結いたします。  
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（堅 山）  
異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。  
以上で日程第3 議案第19号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見についての審議を終えたいと思います。

◆日程第4 議案第20号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について

議 長（堅 山）  
次に、日程第4 議案第20号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、を議題といたします。

今回は1件の申請がございます。

22 ページの〇〇さんからの転用申請につきましては、現地調査を行っておりますので、その報告を稲村委員よろしくお願いいたします。

稲村委員

それでは報告させていただきます。

令和3年4月20日火曜日に、転用申請に係る現地調査が行われました。出席したのは、委員として自分と堅山委員、事務局から駿河崎次長、出水主事、関係者として、貸人である〇〇さん、また当日出席できなかった関係者の代理人として〇〇さんが出席されました。

今回の転用における申請内容に関しては議案書に記載のあるとおりです。申請地は農地の広がり状況から1種農地かと思われます。申請地の周辺に3戸以上の住宅があることから集落の接続による転用が可能であると思われます。また周囲の農地への影響についても被害防除計画書に沿って責任をもって対応することであり、特に問題はないものと思われます。

以上で報告を終わらせていただきますので、ご審議をお願いします。

議長（堅山）

ありがとうございました。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（堅山）

質疑を終結いたします。  
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（堅山）

異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上で、日程第4 議案第20号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可制度についての審議を終えたいと思います。

◆日程第5 議案第21号 農地あっせん委員の選任について

議長（堅山）

次に、日程第5 議案第21号 農地あっせん委員の選任について、を議題といたします。

今回は、賃借権1件の申し出がございます。

本案につきましては、事務局の説明後、あっせん委員を選任していきたいと思っております。

どのような方法で選任したらよろしいでしょうか。

（「事務局一任」の声あり）

議長（堅山）

事務局一任という声ございましたので、議題に沿ってあっせん委員を選任していきたいと思っております。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（出水）

それでは、私の方で説明させていただきます。

資料27ページをご覧ください。

それでは〇〇さんからの農地賃借あっせん申し出について説明させていただきます。

申請地は議案書に記載されているとおり、計3筆 3,225㎡となります。

申請地周辺の農地所有者および耕作者については28ページ図面にあるとおりです。

以上で、説明を終わらせていただきます

議長（堅山）

ありがとうございました。

事務局一任という声がありましたので、農地あっせん委員に木佐貫委員と上池委員を指名いたします。委員長は木佐貫委員にお願いしたいと思います。

よって、日程第5 議案第21号 農地あっせん委員の選任については、ただいま指名いたしました方々をお願いすることに決しました。

◆日程第6 議案第22号 令和3年度活動計画について

議長（堅山）

次に、日程第6 議案第22号 令和3年度活動計画についてを議題といたします。

それでは事務局から説明をお願いいたします。

事務局（駿河崎）

それでは、差替えました資料の30ページをご覧ください。

令和3年度東串良町農業委員会活動計画（案）でございます。

基本方針を読み上げます。

農業委員会の基本である、農業者の公的代表機関として、地域農業の活性化、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農業者の生活向上に寄与するため諸施策を推進するとともに農業委員会等に関する法律、農地法、農業経営基盤強化促進法、農業者年金法、各種法律に基づく任務を適正に遂行し、農業振興と農業施策を確立するため積極的な活動を展開します。

次に「活動計画」でございます。1から9までの計画となっておりますのでお目通しくください。

つづいて、「月別活動計画」でございます。

基本活動としまして、毎月20日が現地調査、25日が定例総会を計画しています。主な活動としまして4月から8月と2月から3月にかけて農地パトロール6月から12月は、貸したい借りたい総点検12月と1月に利用意向調査最後に8月31日は、鹿児島市の川商ホールに於きまして鹿児島県農業委員会大会がございます。みなさまの参加をお願いします。

その他につきましては、例年通りですのでお目通しくください。

以上で、説明を終わります。

議長（堅山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

松留立美委員

この中で7月じゃないの農地パトロールの耕作放棄地の提出は、8月まで入っている。この前の説明では7月までではなかった。9月に提出すればいいのけ。

事務局（出水）

すみません。確認をさせていただきます。

議長（堅山）

農地パトロールが5、6、7入っているけど。

松留立美委員

前は7月に調査したのを報告してくださいといった。8月まで調査するようになっているけど。

議 長（堅 山）

すみません。今確認に行っていますので。

事務局（出 水）

すみません。先ほどの件について回答させていただきます。令和3年1月に令和3年の農地パトロールについて説明をさせていただきました。その際に、令和3年農委地パトロールという説明書をお配りしたと思うのですが、そこにですね、農地パトロール調査集計表及び提出時期ということで9月の方から事務局で集計を行いますので8月総会の時に調査結果を提出してくださいと記載がしてありますのでよろしくお願いします。

今回のパトロールは正確性を求めるためにいつもの時期より早い時期にお渡しして期間も長くっておりますので4回とっていただいて農地を正確に荒廃具合を事務局が把握できるようにしてありますのでよろしくお願いします。

議 長（堅 山）

他にございませんか。

（「質疑なし」）の声あり）

議 長（堅 山）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」）の声あり）

議 長（堅 山）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上で、日程第6 議案第22号 令和3年度活動計画についての審議を終えたいと思います。

計画（案）の案を消してください。

事務局（出 水）

すみません。総会資料の修正がありましたので。総会資料の2ページの42番、〇〇さんと〇〇さんの売買なんですが、こちらが譲渡となっているのですが正しくは売買でしたので申し訳ありませんでした。あと、吉ヶ崎委員から質問のありました農地の面積は確かに川西の貴實益の〇〇の〇は1,330㎡で間違いなかったです。以上です。

議 長（堅 山）  
その他に入りたいと思います。

事務局

※5月現地調査：20日（木）  
定例総会：25日（火）  
申請締切：12日（水）

議 長（堅 山）  
ほかにございませんか。  
なければ、本会議に返します。  
以上、本日の議案はすべて終了いたしました。  
これをもちまして、東串良町農業委員会令和3年第4回定例総会を閉会いたします。